

令和4年8月22日

石川県職員（福祉指導（児童自立支援専門員・児童生活支援員）
採用選考試験実施要領

1 採用予定人員及び勤務場所

職 種	採用予定人員	職務内容	勤務場所
福祉指導 （児童自立支援 専門員・児童生 活支援員）	2名 （夫婦1組）	寮担当職員として 入所児童と起居を 共にしながら、自立 支援業務に従事し ます。	石川県立児童生活指導センター 施設種別 児童自立支援施設 所在地 河北郡内灘町字 大根布と543

2 受験資格

(1) 年齢

昭和53年4月2日以降に生まれた者

(2) 資格

ア 児童自立支援専門員については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定に基づく石川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年石川県条例第62号、以下「条例」という。）第102条に規定する児童自立支援専門員の資格を有する者又は令和5年3月末日までに資格を取得する見込みの者

イ 児童生活支援員については、条例第103条に規定する児童生活支援員の資格を有する者又は令和5年3月末日までに資格を取得する見込みの者

(3) その他

ア 夫婦であって、いずれも上記資格のア又はイの要件を満たしていること

イ 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当しない者

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ) 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(エ) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 令和5年4月1日から勤務可能な者

3 受験手続

(1) 申込書請求先

ア 申込書は、石川県健康福祉部少子化対策監室で配布しています。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、返信用封筒（140円の切手を貼った角形2号の封筒にご自分の郵便番号・住所・氏名を明記したもの）を同封のうえ、封筒の表に「福祉指導職員申込書請求」と朱書きして郵送してください。

(2) 申込書提出先

石川県健康福祉部少子化対策監室

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1（石川県庁8階）

(3) 申込方法

令和4年8月22日（月）から令和4年11月11日（金）までの間、下記の書類を石川県健康福祉部少子化対策監室に提出してください。受付時間は、午前9時から午後5時45分までです。

郵送する場合は、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にして、封筒の表に「福祉指導職員申込書在中」と朱書きしてください（11月11日必着）

応募締切後、11月22日（火）までに受験票を送付いたします。なお、11月22日までに受験票が到着しない場合は、必ず問い合わせてください。

ア 令和4年度石川県職員（福祉指導）採用選考試験申込書

イ 履歴書（本県で定めた様式によること。）

ウ 写真票及び受験票

エ 児童自立支援専門員にあつては条例第102条各号、児童生活支援員にあつては同第103条各号で定める資格を有すること（又は令和5年3月末日までに有する見込みであること）を証明する書類（卒業（見込）証明書、免許の写し、実務経験を証明する書類等）1部

4 試験の方法

試験種目	配点	内容
専門試験（60分）	100点	専門的知識、技術等の能力についての筆記試験
論文試験（70分）	100点	児童自立支援事業に関することについての論文による筆記試験
面接試験	200点	公務員としての適格性や人物等についての面接による試験

5 試験の日時及び場所

日時：令和4年11月27日（日）午前9時30分から午後3時頃まで

場所：石川県立児童生活指導センター

6 合格から採用まで

令和4年12月下旬に受験者全員に合否の結果を通知します。

合格者は、原則として令和5年4月1日に採用されます。ただし、資格要件を満たさない場合は採用されません。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、石川県個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり口頭で開示を請求することができます。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
試験不合格者	種目別得点、 その合計点及び 総合順位	合格発表の日から 起算して1か月間 県の休日を除く日 の午前9時～午後 5時	石川県健康福祉部 少子化対策監室 (金沢市鞍月1-1)

(注1) 必要持参書類：受験票又は自動車運転免許証、旅券など官公署の発行する写真貼付の証明書

(注2) 電話、はがき等による請求及び本人以外の請求はできません。

8 給与等の待遇

(1) 初任給

新規大卒者 166,300円

※ 給料月額は、令和4年4月時点のものです。

また、職務経験等一定の経験がある場合は、所定の金額が加算されます。

(2) 諸手当

期末手当、勤勉手当、扶養手当、時間外勤務手当等が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 福利厚生

健康の維持・増進のための各種健康診断、給付・貸付事業を行う共済制度及び互助会制度等があります。

9 問い合わせ先

石川県健康福祉部少子化対策監室

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地(石川県庁8階) TEL076-225-1447

石川県職員（福祉指導（児童自立支援専門員・児童生活支援員））採用選考試験実施要領
補足説明

令和4年度石川県職員（福祉指導（児童自立支援専門員・児童生活支援員））採用選考試験実施要領の「2 受験資格」に記載している「石川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定は、下記のとおりです。

（児童自立支援専門員の資格）

第百二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であって、精神保健に関して学識経験を有するもの
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 四 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であって、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまで（※）に掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 五 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまで（※）に掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからロまで（※）に掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 七 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまで（※）に掲げる期間の合計が五年以上であるもの
- 八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

(※)

- イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間
- ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

(児童生活支援員の資格)

第百三条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 三年以上児童自立支援事業に従事した者